佐賀市交通局公告第４号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び佐賀市財務規則（平成１７年佐賀市規則第６２号）第８４条の規定により次のように公告する。

令和８年１１月９日

佐賀市自動車運送事業管理者　大　串　賢　一

１　入札に付する事項

(1) 工事名　Ｓａｇａモビリティセンター整備（機械）工事

(2) 工事場所　佐賀市愛敬町　地内

(3) 予定工期　契約締結の日から令和９年８月３１日まで

２　工事の概要

Ｓａｇａモビリティセンター整備（機械）工事一式

３　入札に参加する者に必要な資格

(1) 本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア　佐賀市における令和７・８年度入札参加資格審査の結果、管工事の等級が、Ａ級に認定されていること。

イ　佐賀市内に本店を有していること。

ウ　管工事に対応する建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了していないこと。

エ　同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ｱ) 親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ｳ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第３号に規定する役員のうち、ａからｅまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

ａ　株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

(a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役

b　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

(ｴ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第６７条第１項又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(ｵ) (ｱ)から(ｴ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

オ　この公告の日から開札の日までの間のいずれかの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。

(ｱ) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。(ｲ)において同じ。）による指名停止等の措置

(ｲ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

カ　開札を行う日前３か月の間において、佐賀市工事成績評定要領（令和８年４月１日施行）第４条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が７０点未満であるとして同要領第６条の規定により通知を受けていないこと。

キ　開札を行う日前３か月の間において、佐賀市上下水道局工事成績評定要領（令和８年４月１日施行）第４条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が７０点未満であるとして同要領第６条の規定により通知を受けていないこと。

(2) 入札に参加する者は、入札参加申請を行わなければならない。

(3) 入札参加資格を有する者が、当該申請を行った後、(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

(4) 提出期限までに提出書類を提出しない者は、入札に参加できない。

４　入札参加申請及び入札の同時実施

入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札を同時に行うこと。

５　入札参加申請書、入札書等の提出方法

入札参加を希望する者は、(1)に掲げる提出書類を郵便法（昭和２２年法律第１６５号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。直接持参その他の方法による提出は認めない。

(1) 提出書類

ア　条件付一般競争入札参加申請書

イ　入札書及び工事費内訳明細書

(2) 封入方法

ア　(1)アに掲げる書類

外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。

イ　(1)イに掲げる書類

中封筒に封入して封印をすることとし、中封筒の寸法は長形３号より大きくてもよい。

(3) 提出期限　令和８年１２月１日（火）必着

(4) 提出先　郵便番号８４０－８５０１

佐賀市栄町１番１号

佐賀市総務部契約監理課

(5) 提出時の注意

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に１００分の１１０を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に１１０分の１００を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

６　開札を行う日時及び場所

(1) 日時　令和８年１２月３日（木）午前１０時

(2) 場所　佐賀市栄町１番１号

佐賀市役所（総務部契約監理課）

７　設計図書等の交付場所及び期間

電子情報を保存できる記録媒体（ＣＤ－Ｒ（ケース入り））を持参すること。

(1) 場所　佐賀市栄町１番１号

佐賀市役所（建設部建築住宅課）

電話　０９５２－４０－７１６９

(2) 期間　令和８年１１月９日（月）から令和８年１２月１日（火）までの午前９時から午後５時まで（佐賀市の休日を定める条例（平成１７年佐賀市条例第２号）第１条に規定する市の休日を除く。）とする。

８　設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限　令和８年１１月２４日（火）

(2) 質問先　佐賀市建設部建築住宅課

メールアドレス　kenchikujutaku@city.saga.lg.jp

(3) 質問方法　必ず指定の質疑回答用紙（Excel 形式）で提出すること。指定の様式以外は受付できない。

(4) 回答方法　令和８年１１月２６日（木）午前９時から佐賀市建設部建築住宅課において公表する。

９　入札参加資格の確認等

入札参加資格がない者には令和８年１２月２日（水）までに電話で連絡する。

１０　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除とし、契約保証金は契約金額の１００分の１０以上の金額とする。

１１　予定価格

予定価格は、落札者の決定後に公表する。

１２　最低制限価格

(1) この公告に係る案件は、最低制限価格を設定する。

(2) 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない。）に１００分の９２を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

１３　同日落札制限

(1) この公告に係る案件は、同日落札制限を設定する。

(2) 同日に開札する管工事を要件とする複数の一般競争入札（案件が災害復旧工事であるものを除く。）において、先に開札する案件を落札した者（特定建設工事共同企業体が落札した案件にあっては、当該共同企業体の構成員を含む。以下同じ。）は、後に開札する案件の落札者に決定しない。

１４　入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 当該入札に係る入札参加資格者でない者

(2) 当該入札を行った後、開札の時までに３(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者

(3) 当該入札について不正行為を行った者

(4) 入札書及び工事費内訳明細書を中封筒に入れていない者

(5) 本工事名及び商号名の記載がない中封筒を外封筒に入れている者

(6) 本工事名とは異なる工事名を記入した入札書又は工事費内訳明細書を中封筒に入れている者

(7) 本工事名、商号名及び代表者氏名の記入並びに使用印の押印がない入札書を

中封筒に入れている者

(8) 本工事名、商号名及び代表者氏名の記入がない工事費内訳明細書を中封筒に入れている者

(9) 工事費内訳明細書の積算価格と入札書の入札金額との差が１万円以上ある者

(10) 入札金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載をした者

(11) １人で２以上の入札を行った者

(12) 同日に開札する管工事を要件とする複数の一般競争入札（案件が災害復旧工事であるものを除く。）において、先に開札する案件を落札した者

１５　落札者の決定の取消し

落札者に決定した時から契約締結の時までの間に、落札者が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市交通局は、一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和８年４月１日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件

(2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

１６　その他

(1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札、郵送方法及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、「Ｓａｇａモビリティセンター整備（機械）工事に係る競争入札実施要領」の規定による。

(2) 下請負契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。

(3) 建設業法第２６条に規定する主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置すること。ただし、契約金額が建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条に規定する請負代金の額（建設工事の種類が建築一式工事でない場合は４，５００万円、建設工事の種類が建築一式工事の場合は９，０００万円）以上の金額となる場合については、専任で配置すること（同法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。）。

(4) 本工事に係る契約を締結した者が、本工事の工期と重複し、かつ、本工事の工事場所と近接している佐賀市が発注した工事を請け負っている場合で、これらの工事の現場代理人、専任を要する建設工事における主任技術者又は監理技術者の兼任を行うときは、設計変更により本工事に係る諸経費の調整を行う。

(5) 問合せ先

ア　公告の内容に関すること。

佐賀市栄町１番１号
佐賀市総務部契約監理課
電話　０９５２－４０－７１５２

イ　本工事の概要に関すること。
佐賀市栄町１番１号
佐賀市建設部建築住宅課
電話　０９５２－４０－７１６９